

岩手県告示第25号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和4年岩手県告示第508号）で公示した公共測量を終了した旨八幡平市長から次のとおり通知があった。

令和6年1月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 八幡平市内
- 2 実施した期間 令和4年6月24日から令和5年3月15日まで
- 3 実施した公共測量の種類 航空レーザ測量